平成２１年（フ）第５２６号
和歌山県岩出市山786番地の10　1202号
債務者　山本　和代
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１９０号
岐阜県海津市南濃町田鶴371番地９
債務者　江上　俊治
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第４４８号
函館市東山３丁目２番14号
債務者　津田千花子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４５４号
函館市豊川町19番１号
債務者　長尾　良江
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１９１号
岐阜県養老郡養老町泉町91番地８
債務者　髙木　力雄
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２９３号
奈良県宇陀市大宇陀区栗野933番地
債務者　萬谷　喜平
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３５９号
奈良県磯城郡田原本町313番地の５
債務者　河田　由香
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３７３号
奈良県香芝市瓦口2180番地　グランメール香芝601号
債務者　田村　和博
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３７８号
奈良県香芝市磯壁３丁目101番地　高谷荘
債務者　上田　勝明
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３８５号
奈良県北葛城郡広陵町大字大野578番地
債務者　末益　佳子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３８８号
奈良県橿原市石原田町216番地の１
債務者　髙田　　豪
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３８９号
奈良県御所市大字竹田24番地の８
債務者　岡　　隆子（旧姓柴田・柳瀬）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３９１号
奈良県高市郡明日香村大字真弓1498番地
債務者　藤井　昭男
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４０２号
奈良県宇陀市榛原区天満台西４丁目23番の１
債務者　東向　隆子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４０５号
奈良県橿原市石原田町214番地の４ａｍｏｃｒｅｓｃｏ301号
債務者　森井　美幸
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４０６号
奈良県橿原市曲川町２丁目２番２号
債務者　佐藤　伸子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４０７号
奈良県北葛城郡王寺町久度３丁目８番５号
債務者　民谷　展子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４１３号
奈良県宇陀市大字陀区小附903番地の１
債務者　森田　　滋
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係